

復興大臣

西銘 恒三郎 様

要望書

令和3年11月15日

福島県いわき市長

内田 広之

要 望 内 容

「浜通りの復興、浜通りの自治体間連携の強化」の実現に向け、以下の要望事項について特段の御配慮を賜りますようお願い申し上げます。

1 ALPS処理水の取り扱いについて

ALPS処理水（以下「処理水」）の海洋放出方針が決定されましたが、市民からは安全性や風評被害を懸念する声が上がっていると同時に、市議会においても処理水の処分方法に係る意見書が本年5月に可決されているところ です。

本来であれば、国が処理水の取り扱い方針を決定する前に、国民や関係者の理解を得るべきであったものであり、議論の透明性も含め、合意形成の在り方としては不十分であったと考えております。

処理水を海洋へ放出する場合には、科学的に安全であることが大前提であります。その大前提が広く国内外にも理解されなければ、水産業のみならず水産加工業や観光業などにも多大なる影響を及ぼすなど、市民の皆様や市内事業者が風評被害の犠牲になる恐れがあります。

本年8月には、当面実施していくべき風評対策が取りまとめられたところですが、市としては、未だ国民や関係者の理解が十分に得られたとは言えない状況に変わりはないと認識しておりますことから、国及び東京電力ホールディングス(株)が責任をもって、風評対策や賠償スキームのみならず、処理水の海洋放出方針を決定した科学的根拠などについて、分かりやすく、丁寧に説明し、国民や関係者の理解を得ることに全力を尽くすよう要望いたします。

また、東京電力ホールディングス(株)は、8月に福島第一原子力発電所の1 km 沖合から処理水を放出する案を公表しておりますが、その場合の近隣住民や環境への科学的な影響についてはまだ評価しておらず、また、度重なる不祥事により、同社に対する市民からの信頼は失墜していると言わざるを得ない状況にあります。

そのため、例えば、国際原子力機関（IAEA）など第三者の評価を踏まえた上で、国民や関係者に評価結果を示すよう、国からも指導するよう、併せて要望いたします。

2 国際教育研究拠点の整備について

国際教育研究拠点については、福島イノベーション・コースト構想の推進のため、「創造的復興の中核拠点」として、原子力災害によって甚大な被害を受けた福島浜通り地域等において、国内外の英知を結集して、環境の回復、新産業の創出等の創造的復興に不可欠な研究及び人材育成を行い、発災国の国際的責務として、その経験・成果等を世界に発信・共有するとともに、そこから得られる知を基に、日本の産業競争力の強化や、日本・世界に共通する課題解決に資するイノベーションの創出を目指すとして、整備が進められようとしております。

令和2年12月の国の復興推進会議において、同拠点は、「避難指示が出ている地域への立地を基本として選定する」ものとして整理がなされるとともに、年度内には国において同拠点の基本構想が取りまとめられるものと認識しております。

本市といたしましては、同拠点は、浜通り地域全体の復興・創生を成し遂げるための象徴となるものであり、地域の高等教育機関、企業等との有機的な連携等を図り、面的な学術拠点を形成し、地域の一体感の創出などにつながるよう、整備されることが望ましいものと考えております。

また、同拠点がその機能を十分に発揮し、浜通り地域全体の振興発展に寄与するためには、地元企業の参画や担い手となる地域人材の育成が不可欠であると認識しております。

これらに対応するため、本市といたしましても、次世代エネルギーや農林水産業、ロボット・ドローン、医療などの各分野において、同拠点との連携にいち早く取り組むための事業構築及び次年度予算の十分な確保に意を用いてまいりたいと考えております。

このことから、本市の多様な産業基盤や交通アクセスなどの都市基盤のほか、福島工業高等専門学校をはじめとした高等教育機関など、本市の有する様々な地域資源を同拠点がしっかりと活用していく枠組みを構築していただくよう要望いたします。